

## 講演録

### 金融所得課税の課題と展望

—高齢化社会における老後資産形成支援と格差社会への対応—

国士舘大学法学部教授

酒 井 克 彦

#### ◆SUMMARY◆

税務大学校和光校舎では、毎年、税に関する公開講座を開催しているが、本稿は平成 20 年 11 月 12 日（水）に行われた国士舘大学の酒井克彦教授による講演内容を取りまとめたものである。

本講演では、「金融所得課税の課題と展望」、副題「高齢化社会における老後資産形成支援と格差社会への対応」と題し、前半では、現在、盛んに議論されている金融所得一体化課税の具体的内容や金融税制改革におけるこれまでの議論（とりわけ「貯蓄から投資へ」という政策目的の租税法への持ち込みの是非）を概観した後、後半では金融所得一体化課税による損益通算の拡張は金持ち優遇策なのか、あるいは高齢化社会において金融所得課税はどのように位置づけられるのか、さらには格差社会の観点から金融所得課税をどう見るのかなど、金融所得課税が直面している問題を今日の社会的問題と兼ね合わせて分かり易く説明されている。

（税大ジャーナル編集部）

| 目 次                           |    |
|-------------------------------|----|
| はじめに .....                    | 2  |
| I 金融所得一体化課税 .....             | 3  |
| 1 現状認識 .....                  | 3  |
| 2 これまでの議論の概観 .....            | 4  |
| II 金融税制改革の必要性 .....           | 8  |
| 1 中立性の問題 .....                | 8  |
| 2 簡素性の問題 .....                | 9  |
| 3 租税負担の回避の問題 .....            | 10 |
| 4 「貯蓄から投資へ」 .....             | 10 |
| III 金融所得一体課税とは金持ち優遇税制か? ..... | 15 |
| IV 老後資産形成支援と格差社会への対応 .....    | 18 |
| 1 格差社会への対応 .....              | 19 |
| 2 高齢化社会への対応 .....             | 22 |

## はじめに

本日は、現在問題となっている金融所得に対する個人の税金の問題を取り上げます。私が今からお話しようとしております「金融所得課税」を巡っては、大変大きな議論が展開されております。この問題は一部の投資家に対する税制という捉え方もあるのですが、ここでは、局所的な、あるいは平面的な捉え方ではなくて、社会全体からこの問題を捉え直す必要があるのではないかと、というような関心の置き方を踏まえて、社会構造ですとか、あるいは社会保障と税との関わりとか、更には税制に求められるものとは何か、といったような話にまで足を踏み入れて行ければいい、と考えておるわけでございます。かような意味で考えますと、本日、これから申し上げる論題は、投資家の税制という切り口だけで展開される話ではないということを、まず始めに、皆様にお含みおきいただきたいと思っています。

さて、本日の講座のポイントですが、今盛んに議論されている金融所得一体化課税とは

そもそもどういうものなのか、ということをもまず理解したいと思います。そして、なぜ今、金融所得課税に改革が必要なのかということですね、その辺りも確認をしておきましょう。また、金融所得一体化課税という言葉で表される税制はごくごく簡単にいうと金融所得に生じた損失を他の金融所得と相殺をする、通算という手法を使って相殺をし、さらに、金融所得をそれ以外の所得区分とは分離して課税をするというものですが、そういう税制を組むことは金持ちの優遇策なのではないか、というような疑問が提示されているわけです。その辺りのことについても、本当に金持ち優遇策なのかどうかを考えてみたいと思います。

何よりも、この金融所得課税に関する議論は、とにかく、投資家あるいは投資に関心のあつた人のみのテーマというふうになつてしまつて、そこでは次にどのような問題が待っているのかという点も同時に考えてみたいと思います。現代の我が国は、大変な格差社会になつてきたというふうに言われるわけでありまして、その格差是正のために様々な

方策が政府方針として出されています。金融所得課税の改革が金持ち優遇策であるとするならば、政府の推進する税制改革が皮肉にも格差拡大をさらに推し進めていくということになってしまうかもしれません。本日の話の少しユニークなところは、この問題に関心を寄せる点にあります。

そういう意味では金融税制改革に突き付けられた大きな問題の一つとして、格差社会の観点から金融所得課税をどう見るのかという問題がありますし、さらには未曾有の高齢化社会に突入しつつあるわけですが、高齢化社会における金融所得税制はいかに位置付けられるのか、いかなる役割が期待されているのか、あるいはその可能性はいかばかりか、などという点についてもお話をして行きたいと考えております。

## I 金融所得一体化課税

### 1 現状認識

差し当たり、まずは、現状認識を共有しておきましょう。平成 20 年 10 月 30 日に「新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議」という長い名前の会議が「生活対策」というものを発表しました。皆さんご案内のとおり、これは、「総合経済対策」という名前で報道されていますね。

この「生活対策」は何を言っているのかというと、リーマン・ブラザーズ・ショック以来、金融危機と言われているものが襲ってきて世界中を席卷して大騒ぎになっているわけですが、これが金融破綻だけではなくて、実物経済にも非常に大きな影響を及ぼしていて、どこまで深刻かということは判然としないながらも、非常に大きな問題である、というのが現状の共通認識だと思います。そこで、金融危機に襲われている世界各国に比べて我が国の金融システムというのはまだ健全であって、安定性は確保されている、ということが 10 月 30 日の段階では（これは「生活対策」の

中に書いてあるわけですが）言われております。

他方、これまでも、いろいろと近時の原油価格の高騰などに見られるように原材料の高騰などにより零細企業などが相当に疲弊しており、そのこととの関連でも、また、格差社会などということが言われていることとの文脈でも、セーフティーネットの必要性が強調されていると思います。

### 「生活対策」〈第 2 の分野〉金融・経済の安定強化

#### 4. 金融資本市場安定対策

◇多様な投資家が参入し、厚みのある株式市場の構築に向け、市場の活性化を図るための環境整備を進める。

#### ＜具体的施策＞

- ・金融所得課税の一体化を推し進め、簡素な制度とすることで、個人投資家が投資しやすい環境を整備する。

上場株式等の配当等について、3 年間現行税制の延長を行う。

金融所得課税の一体化の中で、少額投資のための簡素な優遇措置を創設する。

また、企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）を導入する。

したがって、そういう意味では、仮に、経済的な生活水準に基づく階層のようなものを観念できるとすると、どの層にとっても大変な危機が到来していて、それに直面しているのが現状だということでございます。そこで「生活対策」においてどういう対策が練られているかというのと、〈第 2 の分野〉「金融・経済の安定強化」という項目がありまして、その中で「金融資本市場安定対策」というものが謳われております。そこでは、具体的施策として、「金融所得課税の一体化を推し進め、簡素な税制とする」、「個人投資家が投資しや

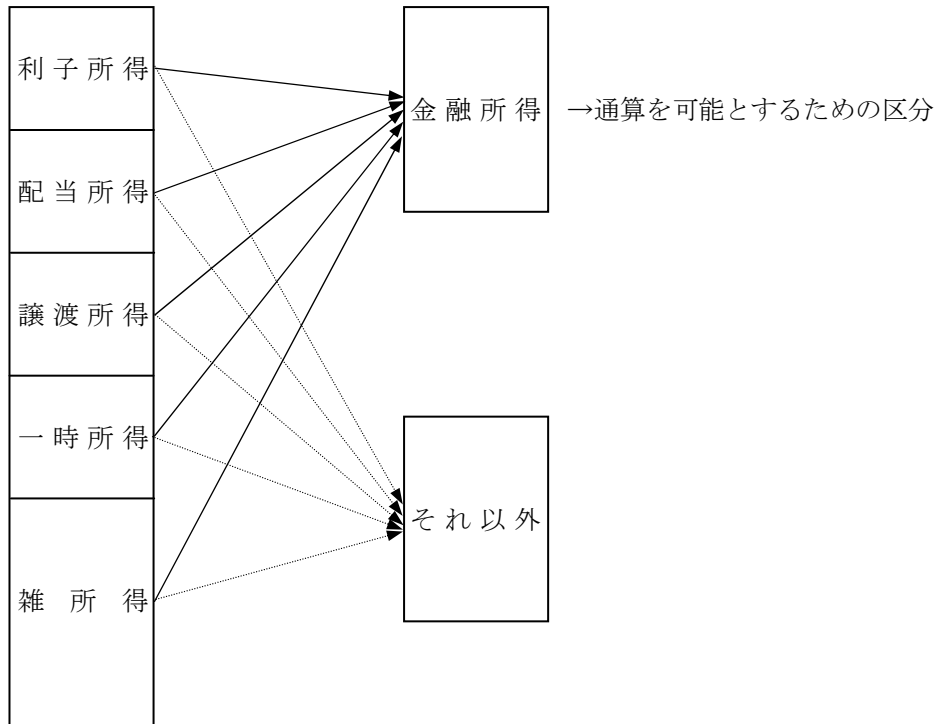
すい環境を整備する」と書いてあるのです。

そこで、本日私がお話を申し上げようとしているのがまさにこの話でございます。金融所得課税の一体化を推し進めるべきだということが、政府の方針として示されておりますので、その具体的内容たるやどんなものなのかをまず始めに概観しておきたいというわけでありまして。

## 2 これまでの議論の概観

金融所得一体化あるいは金融所得一本化という言い方を最近はしておりますが、それはどういうものなのかということを最初に確認したいと思います。ご案内の方も多いと思いますが、個人に関する所得税は、入ってきた所得をいろいろな所得区分に分類をするわけです。図表 1 をご覧いただきますと、縦にいくつか所得区分が書いてあります。利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得、雑所得などがあります。

〔図表 1〕



これ以外にも、事業所得、不動産所得、給与所得、退職所得、山林所得など全部で 10 種類の所得区分があります。収入をこれらの所得区分のどれかに分類してその区分毎に所得計算をした後、一定のルールの下で合算をして、合算した所得に対して、所得控除をしたりして、税額の計算まで辿り着きます。この仕組みの中では、金融に関する所得という

ものがいかなる所得に分類されるかといいますと、これが少し厄介なのです。

それ以前の問題として、「金融所得」とは何かという問題があります。

皆さんが思い付きやすいのが、やはり預金や貯金に対する利子ですね。これらは利子所得に分類されます。また、株式を持っている人は配当を得られますが、配当金は配当所

得に分類されます。あるいは、株式を売却したときに得られるキャピタル・ゲイン、すなわち株式の譲渡をしたときに得られる所得ですが、これは譲渡所得ですね。それ以外にも金融所得というさまざまなものがあります。

例えば、保険のような形になった金融商品もありますし、あるいは不動産を証券化したようなものも金融所得というふうになりましょう。いろいろな種類のものがありまして、それらが場合によっては一時所得に分類されたり、あるいは雑所得に分類されたりということになるわけです。

いずれにしても、投資に対するリターン、あるいは金融元本に対する果実というものは経済実質的にみると同種に見えるものが少なくありません。経済実質的な意味では同種・同類のようなものでも所得区分がいろいろと分かれてしまうのです。

図表1では、労働や事業活動から得られた金融商品、あるいは不動産の貸付けによって得られたものは説明の都合上、載せておりませんが、同一の所得として括ることが可能であるようにも思われる類似の性質を有する金融から得られた所得が、ここに掲げられているように、利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得、雑所得などに分類されているのです。もっとも、所得区分がバラバラということだけでは何の問題も生じません。なぜかという、所得税は、それぞれの所得の性質に応じて税金を負担する能力、すなわち担税力が違うと考えておりますので、所得の源泉や性質に応じて、それぞれの区分ごとに所得の計算をすれば問題はないわけでありまして、そのいろいろな計算方式を通じて最終的に合計して税金を計算すれば取り立てて問題視すべきこともないのですが、ただ、いろいろとやっかいな問題もあります。

一例を挙げれば、預金から得られる利子や、公社債から得られる償還差益というのは利子所得に分類されるのですが、利子所得に分類

されるような所得でも金融に関する所得の性質柄、ちょっとした工夫を凝らすと他の所得区分、例えば、配当所得に変えることもできるのです。

これは、簡単には分かりづらいかもしれませんが、会社は事業をするためには様々な資金の集め方がありますね。例えば、基本的には、株主から資本を集めるというやり方がありますが、この場合は株主が会社の所有者として投資をすることによって会社の自己資本というものが充実されます。この資本を使って会社経営をした結果、何か儲けが出たらその儲けをリターンとして（もちろん株主総会等の手続を経てからなのですが）株主に分配するという原型がありますよね。その際の配当金は配当所得に分類されて、所得計算をする仕組みになっています。

他方、会社は、他人資本として、債権者からお金を借りて資金を調達するという方法がありますね。銀行と金銭消費貸借契約を締結したり、社債権者に社債を購入してもらってお金を集めるというやり方です。債権者は、銀行だったり社債権者だったりいろいろしますが、いずれにしても利子を払うことになります。簡単にいうとこれらのパターンが差し当たり思い浮かびますが、資金の出し手が個人であれば、受け取った果実が配当金の場合には配当所得となり、利子の場合には利子所得となり、所得の種類が違うわけですね。そして、利子所得の場合には配当所得とは異なり、収入がそのまま所得と規定されておりますので、必要経費が認められないということになっております。配当所得の計算においては、投資をするために要した借入金に係る支払利子について、制限があるものの控除をすることができますが、利子所得の場合には、仮に所得を得るために借入をしたとしても支払った借入金の利子を所得の計算上控除することはできません。

利子所得か配当所得かの違いは、法律的に

は債権者なのか株主なのかという点で資金の出し手が全く異なるものでありますから峻別できるわけですが、ところが、投資信託という形式を取ると、資金の出し手は同じでも信託された資金が株に充てられたのか社債に充てられたのか、あるいはその混合なのかという点から見ると、分配金のみでは所得区分が分からなくなってしまうのです。そこで、所得税法は、株に対する投資を予定している投資信託の場合には、分配金を配当所得とし、それ以外の投資信託から得られる分配金を利子所得と見てしまうというようなことをしております。しかしながら、株式に投資することが予定されていたけれども、実際は社債にしか投資しなかった信託であっても、それは株式投資信託とされて、そこから得られた分配金は配当所得に区分されることになっているのです。

実際には、社債に投資したのにもかかわらず、配当所得に区分されるというのでは、それぞれの所得の性質に応じて担税力が異なることから所得計算を異にするということでスタートした趣旨が生かされていないことになります。実際には同じ社債への投資を行う投資信託から得られた分配金であっても、配当所得と利子所得に分かれてしまうということになり、そこには問題があるように思われます。

こういうように、投資信託一つ取ってお話をするだけでも、現行税制上の所得区分には問題がありそうということが分かると思います。

とりわけ金融所得というのは、金融技術を使えば、いくらでも所得区分を操作できてしまうのです。例えば、利益参加型社債や「センチュリーボンド (centurybond)」などに代表されるように、新しい金融商品がいろいろあって、簡単にいうと所得区分の垣根が段々と見えづらくなってきているんですね。配当所得っぽい利子もあるし、利子所得っぽい配

当もあるのです。この垣根が段々分からなくなってきたのです。税制上有利なように商品を作り変えることは可能ですから、そもそも所得区分を細かく分ける必要が本当にどこまであるのかというようなことになってくるわけですね。

利子所得、配当所得というこれだけの話だとそれほど難しい感じはしないかもしれませんが、これが図表 1 のように利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得、雑所得と、いろいろな種類の所得にいかようにでも区分を分けることが出来てしまうわけです。また、それに対応するために、租税特別措置法において細かい規定を置いているのも現状です。

そこで、性質が似ているにもかかわらず細かく所得計算上の差異を設けることにどれだけの意味があるのか、というような問題が昨今議論されてきておりまして、税制調査会などではいわゆる金融所得に係る課税上の扱いを一本化した方がよいのではないかと、非常に難しく分かりづらいことになっているのではないかと、というようなことが指摘されてきたわけであります。

このような議論のみではありませんが、いろいろな議論を経まして、先程申し上げました「生活対策」に「金融所得課税の一本化を推し進め、簡素な税制とする」というような話になってきたと考えてよろしいかと思います。

金融所得というような概念を作る方法も、あるいは概念を作らない方法もあると思われませんが、いずれにしても、これら利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得、雑所得のうち金融に関する所得をまとめて同じような税制上の取扱いにしまえば、あえて税制上有利な所得区分に変えるための複雑な商品設計をするインセンティブがなくなりますよね。したがって、金融に関する所得については、同じような取扱いになるようにしましょうというのが、一つの大きな目的であるわけです。

さて、この金融所得と言われている所得には様々なものがあるわけですが、これらの所得を課税ルールにおいて一本化するということの理由としてはもう一つの大きな理由があります。

図表 2 をご覧いただけますか。こういうのを見るとうんざりする人がいるかもしれませんが、これは現状の金融所得課税に関する取扱いを簡単に表したものです。

〔図表 2〕平成 20 年度税制改正の後、税制改正がなかった場合の平成 23 年以降の税制<sup>1</sup>

| 商品名                                | 利益の内訳・種類                                           | 所得区分         | 課税方法                           |
|------------------------------------|----------------------------------------------------|--------------|--------------------------------|
| 預貯金                                | 利子                                                 | 利子所得         | 源泉分離 20%                       |
| 外貨預金                               | 利子                                                 | 利子所得         | 源泉分離 20%                       |
|                                    | 為替差益                                               | 雑所得          | 為替予約なし 総合課税<br>為替予約あり 源泉分離 20% |
| 割引債                                | 償還益                                                | 雑所得          | 発行時に源泉分離 18% (一部 16%)          |
|                                    | 譲渡益                                                | 譲渡所得         | 非課税                            |
| 利付債 (利付外債を含む)                      | 利子                                                 | 利子所得         | 源泉分離 20%                       |
|                                    | 償還益                                                | 雑所得          | 総合課税                           |
|                                    | 譲渡益                                                | 譲渡所得         | 非課税 (損失控除不可)                   |
| 新株予約権付社債                           | 譲渡益                                                | 譲渡所得         | 20%の申告分離課税 (源泉徴収) ※            |
| 割引債に類似する一定の公社債、国外発行の割引債等           | 譲渡益                                                | 譲渡所得         | 総合課税                           |
| 公社債投資信託                            | 解約・償還益                                             | 利子所得         | 源泉分離 20%                       |
|                                    | 期中分配金                                              | 利子所得         | 源泉分離 20%                       |
|                                    | 譲渡益 (買取請求)                                         | 譲渡所得         | 非課税 (損失控除不可)                   |
| 貸付信託 (ビッグ)<br>金銭信託 (ヒット)           | 収益金                                                | 利子所得         | 源泉分離 20%                       |
| 不動産投資信託 (REIT)                     | 譲渡益                                                | 譲渡所得         | 20%の申告分離課税 (源泉徴収) ※            |
|                                    | 分配金                                                | 配当所得         | 20%の申告分離課税 (源泉徴収) ※            |
| 株式 (新株予約権を含む)<br>上場株式等 (株式投資信託を含む) | 譲渡益                                                | 譲渡所得         | 20%の申告分離課税 (源泉徴収) ※            |
|                                    | 配当 (大口を除く)                                         | 配当所得         | 20%の申告分離課税 (源泉徴収) ※            |
| その他の株式 (未公開) (特定小口債券を含む)           | 譲渡益                                                | 譲渡所得         | 20%の申告分離課税 (源泉徴収) ※            |
|                                    | 配当 (1 回 10 万以下)                                    | 配当所得         | 20%の申告分離課税 (源泉徴収) ※            |
|                                    | 配当 (1 回 10 万超)                                     | 配当所得         | 総合課税                           |
| 抵当証券                               | 譲渡益                                                | 雑所得          | 総合課税                           |
|                                    | 利息                                                 | 雑所得          | 源泉分離 20%                       |
| 集団投資スキーム (いわゆるファンド)                | SPV が法人、投資信託 (公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託を除く)、特定目的信託の場合 | 配当所得         | 20%の申告分離課税 (源泉徴収)              |
|                                    | SPV が公社債投資信託、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託の場合                | 利子所得         | 源泉分離 20%                       |
|                                    | SPV が任意組合の場合                                       | SPV の収益内容による | SPV の収益内容による                   |

|                                         |              |     |            |
|-----------------------------------------|--------------|-----|------------|
| 外国為替証拠金取引 (FX)                          | 取引所を通じて得た利益  | 雑所得 | 20%の申告分離課税 |
|                                         | 店頭取引による利益    | 雑所得 | 総合課税       |
| 証券先物取引・商品先物取引・オプション取引・カバードワラントなどの金融派生商品 | 差金決済の利益      | 雑所得 | 20%の申告分離課税 |
| 5年満期の一時的払い養老保険などの一部の保険商品                | 受取保険金と保険料の差益 | 雑所得 | 源泉分離 20%   |

※総合課税と申告使用の選択

例えば、預金ひとつとっても、外貨預金と他の預金で取扱い異なります。外貨預金でも、為替差損益、すなわち為替の変動に係る部分については雑所得という所得区分にしましょう、それ以外は利子所得という所得区分にしましょうとか。あるいは、割引債の場合はどうしましょう、利付債の場合はそれとはまた別にしましょうなどとされているわけです。ビッグの場合はどうだ、あるいはヒットの場合はどうだ、リートの場合はどうだ、といったように非常に多くの金融商品がありますね。詳しい人にとっては何ということもないかも知れませんが、そうでない人にとっては、金融商品の種類を見るだけで難しそうな気がするかもしれませんね。

ところがその種類だけではなくて、それぞれ課税方式がいろいろと異なっているのですね。これは本当に複雑でありまして、一般の納税者からしてみると、分かりづらい税制だと思います。まだ、この表は、簡単にしてあるわけでありまして、実はこの中に書いてはいないのですが、租税特別措置法では優遇措置や重課措置を噛ましております。例えば、株式の欄をよく見ると、株式の譲渡益は譲渡所得に当たるといふふうになっていて、20%の申告分離課税、かつこして源泉徴収と書いてあります。また、株式の配当金につきましては、配当所得に該当して、これもまた20%の税率だと記載されております。しかしながら、これらについては、現在、租税特別措置法で10%の軽減税率が適用されておりますのは皆さんご案内のとおりです。

あるいは、ここには記載してありませんが、例えば、同じ割引の発行による債券でも、いわゆるゼロクーポン債、低クーポン債、ディープ・ディスカウント債、ストリップス債、デファード・ペイメント債などは特別の扱いにするとか、同じ割引の方法によって発行される公社債でも、外貨公債の発行に関する法律の規定により発行される外貨債や、独立行政法人住宅金融支援機構が発行する債券、沖縄振興開発金融公庫が発行する債券、独立行政法人都市再生機構が発行する債券は、割引債の分類から除外するなどという取扱いがあるのです。

したがって、軽減税率とか細かいことは抜きにして非常に簡素なものだけを書き出したのがこの表でありまして、ここにさらに具体的な取扱いを記入すると、非常に難しくなってしまうので、本日の講義用のペーパーとしてはこの程度のものを用意いたしました。このように、金融税制というのは非常に難しいということがお分かりいただけるのではないのでしょうか。

## Ⅱ 金融税制改革の必要性

### 1 中立性の問題

ここで、これまでの話を簡単に整理しますと、三つの問題点が出てきました。一つ目は、利子所得・配当所得など似たような所得であっても、それぞれの取扱いが違うことに問題はないのだろうかという点、これはいわゆる中立性の問題とされています。

例えば、よく取り上げられる例ではありま



すが、バターには税金がかかるけれどもマーガリンには税金がかからないという状況があった場合に、消費選好が税制で歪められますよね。多くの人が税金がかからない方を選択することより競争中立性を阻害することになるという問題です。すなわち、バター会社とマーガリン会社は平等に競争できなくなってしまうですよね。消費選好に対して税が影響を与える、そういうことを中立性の問題と言いますが、いわゆる金融所得間においてもやはり税制中立性を阻害する問題があるのではないか、という点が一つの大きな問題です。

中立性の問題はもう一つありまして、今言ったのは、金融に関する所得内部の問題としての中立性の話をしましたが、もう一つは、現物との差異という問題があります。すなわち、もし資産を現物、例えば機械や自動車で持っているとした場合に、その機械や自動車が事業上で壊れた場合には、滅失分については必要経費と認められるにもかかわらず、その資産を株で持っていたとすると、株に関する損失は税制上面倒を見ない、ということになるとすると、同じ資産選好の中でも現物で持っていた方が有利なわけですね。

実は株式や社債に関する損失の所得税法上の取扱い、冷淡だと言われることがあります。株を持っている方はこの会場にも多くいらっしゃるかもしれませんが、株によって生じた損失はですね、基本的にはこれまでかなりの部分で税制上考慮をしてこなかったのです。もう少し分かりやすくいうと、ある会社の株を持っていたとして、その会社が倒産をしてこの株の価値が紙くず同然になってしまった場合に、その紙くず同然になった株式に係る損失を何か所得税法上の中で考慮できるかということ、税制上何も考慮はできないというような位置づけで長い間取り扱われてきたわけです。

あるいは、社債券、投資信託、MMF みたいなものを持っていたとしましょう。大分前

にありましたね、エンロン債とかですね、最近もいろいろとまさにそういう問題が 10 年後にまた同じことが起きているのではないかと思います。会社が倒産してしまって、その社債券が紙くず同然の価値になってしまった場合にも、やはりこれが税制上なかなか考慮されないという問題があります。そうであるとするならば、現物で持っていれば、損失について税制上の考慮があったのにもかかわらず、金融商品で持っていたがために課税上の取扱いにおいて不利な取扱いを受けるということになるとすると、中立性の問題があるということにもなりかねません。このように、ここでは、二つの場面で中立性の問題が言われているわけです。

## 2 簡素性の問題

次に、もう一つお話をしたのが、簡素性の問題ですね。それは先程の図表 2 を見ていただければ一目瞭然ですが、非常に難しい税制になっているということです。別に税制が難しくたって何の問題もないじゃないかという反論が聞こえてきそうですね。

しかしながら、法律が難しいということは、コンプライアンスの点で問題が生じます。要するに、法律の複雑性は法令を遵守することが難しくなるということを意味します。納税者が税制をきちんと守ることは申告納税制度を維持するための基本ですが、その基本の担保も法律が難しかったらままならないのです。

皆さんが信号を守るときにですね、赤、黄、緑の三つの色だからいいわけでありまして、赤紫の場合は 30 キロ速度を落とせとか、青緑の場合は一回止まって再出発とか、いろいろ出てきて複雑になってきたらもう誰も信号を守れなくなってしまうわけですね。

まさに法律を守る仕組みをきちんと整えておくためには、法律が簡素でなければいけないということが大事な問題でして、法令順守のためのコスト、「コンプライアンスコスト (Compliance Cost)」という言い方をするん

ですが、これを最小限にするための工夫が大切であるということになります。

これは、例えば、証券界、銀行界などの金融業界の人達の視点からみても同じことがいえます。金融商品の販売時には、商品説明をする義務があるということがいわれますが、その説明義務の一環で、いくら税金がかかるといった説明をしなければならない場面も多いかと思います。かような商品説明の場面でも、税制が複雑であれば、これを説明する方も大変だと思います。簡索性というものは、そういう観点からも非常に大きな問題でしょう。

もう一点言いますと、税制の簡索性は源泉徴収義務者の視点からも重要な問題です。源泉徴収義務者というのは、皆さんの勤めているらっしゃる会社が源泉徴収義務者であるのと同じように、証券会社や銀行は利子や配当を支払う時に源泉徴収義務が生じます。10%の税金を天引きした上で配当金を払うというような義務ですが、その源泉徴収義務者に税法をきちんと理解してもらわないといけません。また、システム設計に関するコストは非常に大きな問題で、この源泉徴収義務者の負担を軽視することはできません。

我が国の税制は源泉徴収義務者には受忍義務を課しております。給与所得に関する源泉徴収の問題ではありますが、昭和 37 年 2 月 28 日の最高裁判所大法廷判決は、源泉徴収に係るコストを源泉徴収義務者に対して払わなくてもなんら憲法違反にはならないとの判断を下しております。そういう意味では、源泉徴収義務者に重い義務を課して、税制は維持されているということが、簡索性の観点から論じられなければいけないようにも思われま

す。

### 3 租税負担の回避の問題

三番目の問題としましては、金融に係る税制が租税負担の回避策に使われてしまうという問題があります。

一般に、「タックス・アービトラージ (Tax Arbitrage)」という言葉を使いますが、「租税裁定」、すなわち、少しでも税制上有利な鞘を取るように金融をシフトするというのが通常でありますから、いろんな金融手法を使うことによって税金を少しでも免れようという仕組みがどうしても出てくるんですね。

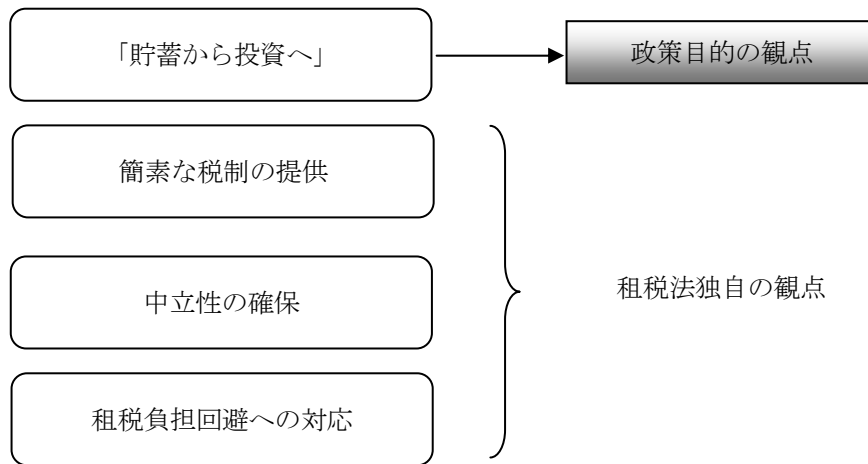
先に挙げた五つくらいの所得区分のうち一番いい所得区分を選択しようというふうにして、実質的なところは変えずに、形式的な所得区分の変更のみを目的として金融商品の開発がセットされるとするならば、それは本来あるべき課税が潜脱されてしまうということをも意味することになります。そういう意味では租税の負担を回避するということを防止しなければいけない、ということが考慮されるべき論点として浮上して来るわけです。

以上の三つの観点が今の金融税制に突きつけられた問題といえましょう。これらの問題は主に簡索性を中心にして改革を進めることによって乗り越えられるのではないかというような期待があるわけです。

### 4 「貯蓄から投資へ」

金融税制の改革においてどういう議論が展開されているかというのは、今申し上げたとおりでございますが、図表 3 をご覧いただけますでしょうか。今、私がお話を申し上げた中立性、簡索性、租税負担の回避の三つの問題が非常に大きなテーマであるということをもまずご理解いただけたのではないのでしょうか。

〔図表 3〕 これまでの議論：金融税制改革の必要性



私が縷々申し上げてきたことは、租税法独自の問題なのですが、ところが、注目をしなければいけないのが、これまでの政府税制調査会の答申などを眺め直して見ますと、むしろこういう簡素性だとか中立性、租税負担回避への対応というような観点とはやや違う視角が強調されてきたのではないかと、とも思えます。

それが「貯蓄から投資へ」というスローガンでございます。これは皆さん何度も耳にされておられると思いますし、新聞などでも、「貯蓄から投資へ」というのはさんざん報道されているのでご案内のことかとは思いますが、この「貯蓄から投資へ」ということがどういうことを意味しているのかについては、必ずしも明確になっていないのではないかと、この気がいたします。

前述の三つの観点から、金融税制を改革する必要性を十分論証できるのではないかと、思いますが、さらに、この「貯蓄から投資へ」というスローガンが一番強力に主張されているわけです。この「貯蓄から投資へ」というのは、簡単に言えば、ピュアな税制論議とは若干違うものであるように思えます。少し言えば政策的な意味合いだというふうに思って

いただければいいでしょう。

他の三つはむしろ政策ではなくて税制そのものの問題なわけですが、では「貯蓄から投資へ」というのはどういう意味があるのかということについて、若干考えてみたいと思います。

その前に、そもそも所得課税とはどのようなものなのかということを中心に触れておきたいのですが、所得課税というのは所得というものを担税力の指標に見立てて、これの大きさに応じて課税をするというものです。担税力というのは、そのまま読めば、税金を負担する力ということですが、「所得」には担税力があると考えられているのです。所得というのはいわば儲けといってもいいかもしれませんが、収入から必要経費を引いた残り、差し当たりそう考えていただいてもいいのですが、そういう実際の実入り部分は税金を負担する力があるのだ、だから所得の大きさに合わせて課税をすることが担税力に応じた課税を意味するのだ、ということです。これが所得に課税をする根拠なのですね。この所得をどう観念するかというと、荒っぽく言えば、収入から経費を引けばいいんです。ビーカーみたいなものがあるとして、入ってきたもの、

これを収入として、この収入から、出ていったもの、すなわち経費を引けばいい。そうすると、残った部分が所得というわけですね。これは別に難しい話でも何でもないので、ところが、さきほど事業用の機械や自動車が滅失したら事業用の経費になるという話をいたしましたけれど、所得税法において、この経費の中にはキャッシュフローを伴わない、支払という概念とは異なる「損失」も入ってくるのです。これは、資産購入時に経費として計上していなかった部分を損失の発生により経費計上するというだけですので、キャッシュフローは既に生じていたとみるものが可能なものともいえます。

すなわち、ビーカーから出ていったものに損失をも含めて控除をするという考え方が所得税法では採用されております。

ところで、所得税法上、利子所得の計算では、何も経費を控除することができないと申しましたが、その理由として、利子所得についてはそもそも経費を観念できないなどという説明がなされたりします。しかしながら、本当に費用や損失を観念できないものでしょうか。

金融ビッグバン以前、すなわち金融自由化以前は、どこの銀行に行っても利率はほぼ同じでしたし、今に比べれば金融商品も多様ではありませんでしたから、こっちの金融機関からあっちの金融機関の預金に移してその鞘をとろうということはあまりなされ得なかったのです。そうすると、すごく極端にご説明すると、こっちの銀行から借りてあっちの銀行に貸して、あっちの銀行から得られた利子所得の計算において、こっちの銀行に払った利子を控除するというようなことを考えなくてもよかったんですね。あるいは、バブル経済の崩壊以前、どこの金融機関も破綻するなどということはあまりなかったわけです。ですから、利子所得に関わる損失が発生するという想定は、実際には持ち込まなくてもよ

かった時代があったのです。もちろん、理論上は考えられていましたが、現実問題としては問題とする必要はなかったので、利子所得には費用も損失も発生しないという考え方には一応の説得力があったといえましょう。

しかしながら、バブル経済の崩壊により多くの金融機関が巨額の不良債権を抱え込むことになり、金融機関といえども破綻をするという状況になったわけです。山一証券や北海道拓殖銀行が破綻したのはまだ記憶に新しいわけですが、そういう状況はまだあるわけですね。

そうすると、利子所得について、費用や損失を観念できないというままで、税法上の手当てをせずに放置しておいていいのかという疑問が惹起されるわけです。すなわち、費用や損失などを控除しようというのが所得税法の考え方であるということを前提とすると、どうも説明しづらいことになってはいないか、というようなことになるわけです。

そこで一番の問題は、もし銀行が破綻した場合どうなるのかという点が挙げられます。この点については、様々な議論があって、ご案内のとおり、ペイオフという制度で一定の部分については保障されることになっております。しかし、一定の保障を超えた部分について預金者は、損失を被らなくてははいけないということになるわけです。

先ほど、申しましたように金融所得に対する課税上の取扱いを一本化しようと考えということは、すなわち、利子所得も配当所得も同様に扱いますということ。例えば、一番分かりやすいイメージで言えば、金融所得という枠を所得税法あるいは租税特別措置法の中に用意して、その中に全部放り込むというようにすれば、配当や利子とか譲渡とか言っていたものの差異がなくなりますから、みんな同じ所得だというふうに言ってしまうえば問題がないわけです。そこで、その枠内にペイオフで生じた損失を入れることができるかど

うか、という問題が浮上してくるのです。銀行の破綻により保障額以上の損失を被った場合に、その損失はやはり本来的には金融で得た収入から、控除されるべきなのではないか、とも考えられます。

すなわち、金融所得という枠を用意して、この金融所得は、金融に関する収入から金融に関する費用や損失を控除することによって算出し、それに、例えば20%という税率をかければいい、これが一番簡素な金融所得一体化課税の仕組みですが、そのときにこの損失の中にペイオフの損失を入れるべきなのでしょうか。

ところで、ペイオフの損失だけ何故問題視されるのでしょうか。ペイオフの損失も金融に関する費用や損失として考えれば、他の金融に関する費用や損失と一緒にではないか、とも思えます。株の損失も社債の損失もいわゆる金融所得の損失ですから控除しましょう、このように言われているのですが、実はペイオフの損失だけが宙に浮いております。どうということかと言いますと、そもそも証券市場改革において言われていた「貯蓄から投資へ」というスローガンの持つ意味との関わり合いの問題があるのです。

これまで、「貯蓄」は優遇されてきました。いろいろな面で。皆さんの方でも、銀行は極力倒産させないけれども、もしかしたら証券会社は分からないな、などというように思われることがあるかもしれませんね。国はこれまで、他の金融機関に比べてみれば、銀行に対して様々な面で暖かい手を差し伸べてきたのです。また、税制においても、投資に比して貯蓄に対しては優遇をしてきたという流れがあったわけです。国民に手堅い生活を維持させるためには貯蓄を奨励した方がいいのかも知れません。

他方、現在、1,500兆円もの家計金融資産があるというふうにも言われています。この1,500兆円という数字自体には個人事業主の

資金が混入されていたり、保険や年金をも包摂したものという点では注意が必要ではありますが、この金融資産をいかに滞留させずに動かすか、いかに経済活性化のために働かせるか、ということが大きなポイントになっているわけであります。経済の活性化にはもちろん十分お金が流通しなければいけないので、いつまでも預貯金口座に眠っているということが、果たして経済のために十分な貢献をしていることになるのかという疑問でもあるわけですから、できるだけお金を流すためには貯蓄ではなくてむしろ投資の方に回してくださいというように考えることにも理解を寄せることができるわけです。

したがって、「貯蓄から投資へ」という考え方は、非常に重要な見方ではあると思います。しかしながら、一方で別の問題が出てくるわけであります。「貯蓄から投資へ」ということは、すなわち、これまでの税制とは異なり、投資に対する税制を優遇してあげた方がよいのではないか、貯蓄よりも投資の方へ税制を優遇すれば、証券市場の制度改革というスローガン、証券市場改革の「貯蓄から投資へ」というスローガンに税制も寄与できるのではないか、「貯蓄から投資へ」という動きは何も金融だけの問題じゃなくて、税制もその方向へ足並みをそろえることによって一定の貢献ができるのではないか、というように考えますと、今お話をしている金融所得一体化課税ということで役に立つかもしれない。

投資というのは分かりやすく言えば、損失を生じるリスクが貯蓄に比して高いわけです。株に投資をするということは、株がもしかしたらだめになっちゃうかもしれない、あるいは値が下がっちゃうかもしれないので、リスクが前提となるわけです。しかし、これまでの税制はあまりそのリスクに対して明確に配慮するような仕組みを採らなかったわけですが、これから金融所得一体化課税のような考え方を採れば、すなわち、株から得られた

利益である配当金やキャピタル・ゲインと、そこから生じた損失、実現した株式の値下がり損失のようなものとを通算することができれば、株の損失などのリスクを納税者が自分で負って投資をする環境整備に税制が一役買うこともできるのではないか。投資損失を被っても、同じ金融所得内の利益の方から控除できる制度設計をすることによって、税金の計算上優遇措置という形で助けてあげられるのではないかと、というように考えれば、「貯蓄から投資へ」というスローガンは金融課税一体化論においても親和性を有するものとして位置付けることができるわけです。

すなわち、金融所得一体化課税の観点からも、「貯蓄から投資へ」というスローガンは非常に馴染みがいいわけであります。そこで、留保しておきましたペイオフの話ですが、では、ペイオフ損失も同様に金融の損失だから他の金融所得の計算上控除してあげればいいのではないかと思います、ところがスローガンは「貯蓄から投資へ」なのですね。ペイオフ損失というのは、貯蓄に対する損失です。貯蓄に対する損失を考慮するという立場ではなくて、投資に対する損失を考慮しようという立場がスローガンとして謳われているとすれば、ペイオフ損失は面倒を見ないということにも繋がり得るわけです。

銀行が破綻した場合に生じたペイオフ損失は、実はこの「貯蓄から投資へ」というスローガンからはこぼれてしまうのです。ペイオフの損失はいわば貯蓄損失であって、投資損失ではないからです。「貯蓄から投資へ」というスローガンの下で金融所得一体化課税が進められてきたことに異を唱えるつもりはありませんが、かような意味では、必ずしも全部の金融所得に対する損失が面倒みられるということではなくて、スローガンからこぼれてしまうものもないことはないということになります。

しかし、最初に申しましたように、金融商

品の所得の中で税制上の取扱いの差異を設けることが妥当であるかという点では、中立性の問題を前面に出して考えれば、ペイオフ損失だろうが、株の損失だろうが、同じ金融商品間の損失なので同様に取り扱いすべきではないかという反論も出てきそうですね。

したがって、この問題は、金融所得一体化課税を、「貯蓄から投資へ」という優遇税制として考えるのか、それとも、私が述べました、中立性や簡索性あるいは租税負担の回避対策など、租税法において従来から考えられてきた問題点に視座を置いて、金融所得課税における歪みを直すための大掃除、大改革として考えるのかという捉え方に大きく左右されるのです。その立ち位置をどちらに決めるかによって、金融所得課税の中でいかなる損失が考慮されていかなる損失が考慮されないか、ということにも大きく影響を及ぼすということでもあります。

また、金融所得一体化課税を中立性や簡索性あるいは租税負担の回避対策という観点からの租税法プロパーの問題として捉えると、格差社会問題との兼ね合いでもあまり問題が起きないように思いますが、これを投資優遇税制という点から捉えると、もしかしたら最初に私が申し上げました格差社会を助長する税制という烙印を押されはしないかという心配も惹起されてくるように思われます。

「貯蓄から投資へ」というと聞こえがいい感じが致しますし、経済の牽引という意味ではすごいパワーを持ったスローガンなのですね。そういうスローガンというのは、それはそれで非常に意味があるわけでありますが、私が述べました辺りのことをも皆様が一緒にお考えいただければ、というふうに思います。

もちろん、証券市場改革と足並みをそろえること自体はよいことだと考えますが、いろいろな問題が介在しているということも皆さんご理解いただければ、と思います。

### Ⅲ 金融所得一体課税とは金持ち優遇税制か？

さて、この金融から生じた損失を他の金融から生じた所得と相殺するという通算の制度が認められ、様々な損失が通算の対象とされますと、それはやはり金持ちに対する優遇策なのではないか、という批判も出てきます。ましてやはじめにご案内いたしましたとおり、所得格差が現在問題となっているにもかかわらず、火に油を注ぐような税制なのではないか、金持ちがどんどん金持ちになっていくばかりの、それを支援する税制なのではないか、というような問題が金融税制改革には突き付けられているわけです。

この点については、金融所得一体化課税を租税法プロパーの問題と捉える立場からすれば、あまり問題とはならないようにも思えますが、いずれにしても考えておくべき重要な論点であることには変わりありません。もっとも、格差社会への対応の王道は、低所得者層の引き上げにあるのであって、高所得者層を抑え込みにあるのではないという点から、このような疑問の立てかた自体に対する問題意識も若起され得るのですが、ここではその点について触れることはいたしません。

ただ、誤解があってはいけないわけでありまして、その誤解の一つとしてよくあるのが、金融税制改革で直接対象とされていると思われる「投資家」が金持ちなのではないか、という誤解でございます。簡単に結論だけ申しますと、個人投資家の7割は、年収500万円未満の人達であるというふうに言われております。このことひとつ採り上げても、実は金融所得一体化課税は、金持ちを前提として議論しているわけではない、ということが言えるかもしれません。

そうは言っても、様々な問題があります。仮に、投資家とそれ以外という線引きを考えた場合に、イメージからすると、やはり「持てる者」と「持たざる者」との差異みたいな

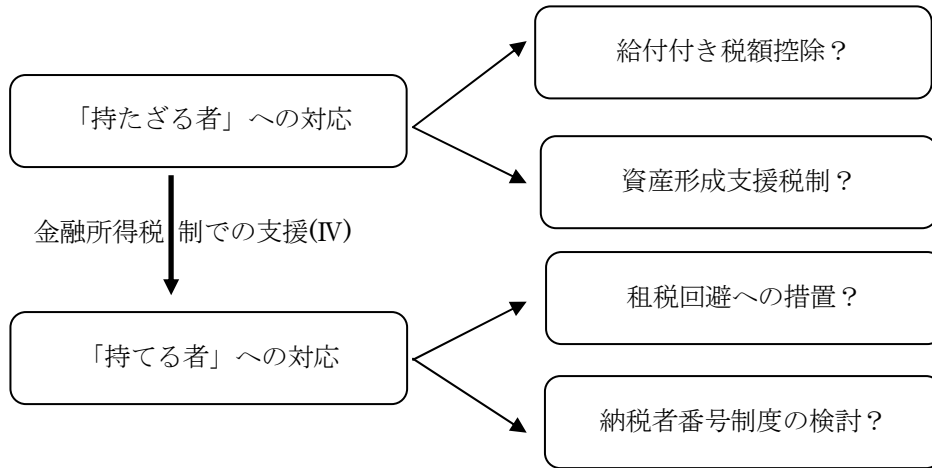
ことで見てしまう、そういう先入観もありましょう。その観察自体を否定するつもりはありません。ただ今日的にはですね、やはりいろいろな金融商品をポートフォリオの一つとして捉えるという考え方がだんだん浸透しつつあるのではないか、というようにも思います。

例えば、株をやっているのは一部の特権階級だ、なんていう発想は今や存在しないと思いますし、あるいはご案内のとおり、FX投資なんていうのがありますよね。あれは主婦層に大変人気があると言われていたように、従来から比べれば、「金融」や「投資」の敷居はそれほど高いものではない、というのが共通の現状認識なのではないか、そう思うわけであります。また、金融所得一体化課税を投資のみならず、貯蓄をも対象とするとみれば、なおさら一部の投資家のみの問題ではないといえましょう。貯蓄をしない者は別として、大多数の国民は、何らかの貯蓄をしているのでありますから、その対象者が金持ちということにはならないと思います。

さりとて、「投資」を中心に議論が展開されているのも事実でありますし、「貯蓄から投資へ」というスローガンによって金融所得一体化課税が推進されてきたことをひとまず前提といたしますと、「持てる者」と「持たざる者」との違いに関心を寄せないわけにはいきませんので、若干その辺りについても考えてみたいと思います。

図表4をご覧ください。この図柄が何を示しているかというと、「持てる者」への対応というのはもちろん、株を持っている人への対応とか、社債を持っている人への対応とかいうのは今お話を申し上げているところですが、二つの観点から議論をしなければいけないと思います。

〔図表 4〕



例えば「持たざる者」が「持てる者」へ移行する、こういうことを支援する税制というのが同時並行的に考えられる必要があるのではないかと。それが「資産形成支援税制（?）」と書いてあるものです。あるいは今まさに議論されている給付金の問題なのですが（公開講座講演時：平成 20 年 11 月 12 日）、給付付き税額控除というような問題も考えなければいけないかもしれません。他方、「持てる人」すなわち、金持ちと言われている人に対する税制のしっかりとした対応も必要でしょう。

「持てる人」だけをターゲットにするわけではありませんが、税負担の回避のインセンティブに結び付きやすい層が「持てる人」でもあります。租税負担回避に対する措置ですとか、あるいは金融というのはとにかく把握しづらいというふうに言われておりますが、金融所得を把握するために納税者番号制度が必要なのかどうかという議論、こういったものが重要な議論のテーマとしてはあり得るわけでありです。

従来から言われてきた言葉に、「クロヨン（9・6・4）」なんていうものがあるのはご存知だと思います。所得の把握がどこまでできているのかという問題ですね。9 というのはサラリーマンです。サラリーマンは 9 割方ガ

ラス張りのように把握されている、6 というのは、何か事業やっている人です。事業所得者は 6 割しか所得が捕捉されていないのではないかと。4 は農業所得者です。農業所得者は 4 割しか所得が捕捉されていないのではないかと。あるいは、「トーゴーサンピン（10・5・3・1）」なんていう言い方がありますね。10 はサラリーマン、5 は事業所得者、3 は農業所得者、1 は政治家ですね。これらの捕捉率というものが果たして、現在のどの程度意味を有するのかという議論はあるにしても、このように、それぞれの業種・業態に応じて所得の捕捉のレベルが違ってもいわれており、そのことが税制に対する不公平感を助長するなどということが指摘されることがあるわけでありです。

そう考えると、所得捕捉のために税務行政がどういことをしなければならぬのか、というのは従来からずっと問題視されていまし、所得捕捉が十分になされていなければならないのは当然であると思います。そういう意味では租税回避への措置なども「持てる者」への対応としてはあり得るかもしれません。本日はその話ではなくて、「持たざる者」への対応、あるいは「持たざる者」が「持てる者」へどういうふうに移行できるか、税制



上どう支援できるのか、という話をしたいと思います。

ところで、金持ち優遇というのは誤解なのではないかという話をいたしました。他方、株式の保有率についてのデータなども、よく議論の素材として使われております。

例えば、469 万円未満の所得世帯と 1,034 万円以上の世帯、まあ 500 万くらいの世帯と 1,000 万円くらいの世帯を比べると、株式の保有率は約 3.8 倍の差があるともいわれております。この点を考慮に入れると問題がないことはないというようにも思われ、投資に対する優遇税制という面から、金持ち優遇だというような感じもいたします。

そこで、そもそも株式の譲渡益を分離課税にするのではなく、総合課税として他の所得と合算して、そこに累進税率を適用した方がよいのではないかという議論があります。金融所得一体化課税制度の下では金融所得という枠を作ってその中で通算をさせようという形にして、金融に関わる収入と金融に関わる費用や損失を通算して得られた所得を他の所得と分離して、例えば、20%の税率を掛けるという制度構築があり得るわけですが、なぜ分離課税するのかということが問題として残るわけです。なぜなら、総合課税にしておけば最高税率が 37%の人には 37%の税金がかかるはずなのに、金融所得であるがために 20%で済むなどという問題があるのですね。

そうすると、元来、所得区分ごとに所得を計算して、それらの所得を合算してそこに税率を課しましょう、そこでは超過累進課税という制度をとって、所得の多い人はたくさん税金を納めるという方式を採用しているわけです。そういう制度でありながら金融に関する所得についてだけ 20%で済むということは、本来だったら 37%の税金がかかることを考えると、優遇になっているという点が問題視されるわけです。

他方、元来、キャピタル・ゲイン、すなわ

ち株の譲渡益みたいなものには課税をすべきではないという考え方もあるのです。つまり、譲渡所得というのは、資産に内在した価値がだんだん膨らんできているので、その価値の増加部分に対して課税をしましょうという仕組みなのです。ですから毎年毎年資産に内在する価値が膨らんでくるとすれば、それは毎年毎年課税をしなければいけないのですが、その毎年の評価額に対する課税というのは技術的にも難しいので、その資産を手放した時、すなわち譲渡をした時にその時の価額を基礎として課税をするという仕組みが採られているわけです。したがって、場合によっては何十年間もの長い期間ずっと課税を繰り延べられるわけです。譲渡さえしなければ課税がされなくてすみますから、譲渡の際に課税されるような仕組みを採っている限り、資産譲渡をしたくなるという譲渡に対する負のインセンティブが働くわけです。株を手放した瞬間に課税されるのだったらずっと保有していることにしようとする譲渡所得に内在する働きのことを譲渡所得の「ロックイン効果」というのですが、その「ロックイン効果」が発生すると、売り渋られた株式は市場に供給されないことから、証券市場の効率的な資源配分効果を妨げてしまうなどということを考えると、そもそも、株式の譲渡所得に課税をすること自体よくないのではないか、というような考え方が出てくるわけです。「ロックイン効果」を考慮した売却時中立課税方式も提案されていますが、実際には採用されていません。

あるいは、株の譲渡益というのは株の価値が上がっているということですよ。少し考えてみてください。株の価値が上がるということはどういうことかということ、保有する株の会社の経営努力で会社が多額の利益を得るなどすれば、当該会社の価値が上がるということですよ。会社が利益を得るとどうなります？そうですね、法人税が課税されるわけ

です。法人税が課税され、会社の細分的単位として株を保有していたら、その株の価値増加に対してまた課税されるとすると、見方によっては、これは二重課税になるのではないのか。いわば法人税を課税しておきながら、その細分的単位の個人株主にまたそこで課税がなされると二重課税が生じてしまうのではないのかということから、そもそも、株式の増加益に対して課税をするというのは問題があるのではないかなどということも言われているわけです。

しかしながらですね、所得税法は、課税をしないことにはしていないわけです。なぜなら、担税力がやっぱりあるのではないかなというように考えられますし、公平性の観点からも非課税として置いておくことに問題があるかもしれません。

では、課税がなされたとした場合、なぜ累進課税の適用される総合課税の対象とせず、分離課税が馴染むのかという問題を考えてみましょう。その理由としていくつか挙げることができますが、第一に、累進課税というのは高額な所得を得れば得るほど税率が高くなるわけですが、仮に株式を持っていれば持っているほど段々と価値が上がってくるという想定をすると、長い間の課税の実現が一時期に生じてしまうのです。毎年毎年少しずつ税金が課税されていくのではなく、手放したときにドーンと課税されてしまうのでどうしても累進課税構造の中では高い税率になりかねないという問題があります。これは所得課税の平準化という問題です。

第二に、株価が上がっているとはいっても、それはもしかしたらインフレかもしれないわけです。インフレで株価が上がるということは名目所得ですね。実質所得に置き直さなければ本当の所得は分かりませんので、インフレ部分に課税をするのを排除するためには「インデクセーション (Indexation)」という調整の仕方があるのです。しかしながら、

それを実際に全面的に実施するのは難しいという問題があります。

そうすると、インフレ部分にまで課税をしてしまうというのは問題であるという議論への答えはなかなか見出しづらいですね。あるいは、ここでも、そもそも株式のキャピタル・ゲインに課税すべきではないのに課税しているのだから、分離課税としておいても問題はないという主張もあり得るわけです。もっとも、これらの理由は金融所得に特有の問題ではなく、そもそもキャピタル・ゲイン課税に共通して内在する問題でありますから、これらのみで分離課税を説明することがどこまで説得力を有するのかということも指摘できるのではないかと思います。

他方、金融所得に特有の分離課税の説明の一つとして、株とか社債とかを含めこの手の所得は逃げ足が速いという点がよく指摘されます。ちょっとでも税率を上げてしまえば他の国に逃げってしまうということから、そういう逃げ足の速い所得に対しては、累進税率で課税することに馴染まないなどというようなことが言われております。

このようなことから、基本的には分離して課税することが説明されたりします。ですから金持ちを優遇するために累進課税から外しているわけではなく、税理論的な観点から、株式などのものを分離課税にしているということなのです。また、通算の範囲についても、そもそも金融に関する費用や損失を金融に関する収入から控除することが本来の姿であるという点からすれば、この点も金持ちを優遇するための理屈ではないということがいえるのではないかと思います。

#### IV 老後資産形成支援と格差社会への対応

さて、さはさりながらいろいろと問題はあ  
るわけでありまして、突き付けられた問題の二つをお話したいと思います。一つは格差社会への対応です。もう一つが高齢化社会への

対応、この二つが金融税制に突き付けられた今日的な大きな論点ではないかと思います。

結論から申しますと、格差社会への対応は金融税制だけではいかんともし難いと思います。そういう意味では、金融所得一体化課税制度の限界をお示ししなければなりません。他方、高齢化社会への対応については、金融税制においても何らかの対応ができるのではないかと、そういう意味で、可能性のお話をしたいと思います。限界と可能性の話を今日の社会的問題と兼ね合わせてご説明申し上げたいと思います。

### 1 格差社会への対応

各国では格差社会に対してどのような対策を練っているのかということを紹介したいと思います。

政府税制調査会は格差社会に対してどういう対応をすべきなのかということについて、「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」というものを示しております。

次の引用をご覧ください。いわゆる「給付つき税額控除」(税制を活用した給付措置)の議論なんていうものが示されておりますが、近年、アメリカ、カナダ等の諸外国では、税制の在り方として税額控除というものを発展させた形で、「給付つき税額控除」というものを展開しております。これは別にアメリカ、カナダだけではなくて様々な国が比較的類似した制度を採用しております、例えば、イギリスでは1975年の段階で「EITC」という「勤労税額控除」制度を導入しているのです。

#### (7) いわゆる「給付つき税額控除」(税制を活用した給付措置)の議論

近年、アメリカ、カナダ等の諸外国では、給付と組み合わされた税額控除制度が導入されているが、我が国でもこうした制度の導入を検討してはどうかという議論がある。このような制度は、課税最低限以下の低所得者に対して、税額控除できない分を

給付するという仕組みであり、若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応といった様々な視点から主張されている。また、税と社会保障を一体的に捉え、社会保険料負担を軽減する観点から本制度を利用している国もある。

国民の安心を支えるため、持続可能で安心できる社会保障制度の構築とそのための安定的な財源の確保が重要な課題となっている中、このような視点から議論を行っていることには意義がある。

他方で、今後議論すべき課題も多く残されている。まず、この制度が給付としての性格を有するものであることを踏まえる必要がある。その上で、課税最低限以下の者に対する公的給付の必要性について、社会保障政策の観点から、既存の給付や各種の低所得者対策との関係を踏まえて整理が行われる必要がある。また、資産保有状況等と関係なくある年の所得水準に基づいて給付することが適切か、財源をいかに確保するか、さらには、給付に当たって適正な支給の方策、とりわけ正確な所得の捕捉方法をどう担保するか、といった論点がある。この制度については、以上を踏まえ、諸外国の実施状況等を参考にしながら、その制度化の可能性や課題について議論が進められていく必要がある。

これはどういうものかということ、「負の所得税」といった方が分かりやすいかもしれません。所得税というのは税金なので、税務署に納めることはあっても税務署からお金をもらうことはないですね。税務署に納税するのが「正の所得税」だとすると、税務署からお金をもらうのを「負の所得税」というふうに言った方がわかりやすいかもしれません。すなわち、一定レベルで税額控除という控除を作ってですね、本当だったら控除を受けられ

る人は税金の還付を受けるわけですが、還付というのは皆さんのイメージどおり納付した税金を返してもらうところまでです。すなわち、税金の納付があった人だけを対象とするのが還付ということですが、税額控除の適用によって還付を受けるだけではなく、還付額以上に税額控除がある場合には、つまり控除額を引き切れなくて残りがあったり、あるいは最初から納付税額がなく、還付される税額がなく、税額控除だけがあるような場合に、その分だけ税務署からお金をもらうことができるというものです。

格差の中でもどういう人を救うのかという照準は、各国の政策に委ねられますが、例えば一つのやり方としては、ワーキングプアこそが問題だと位置づけたとします。すなわち、働いても一定程度以上の水準の所得が得られないという人に対する救済策が必要であるとします。そのための政策として、例えば、イギリスの例でいえば、1週間に16時間以上働けば基準を満たすとして働いた金額に応じて税額控除額が増える仕組みを採用しています。ですから働けば働くほど控除額が増えるわけですね。そういう意味では、税額控除を受けるために働こうということになる。労働に対するインセンティブがあるといえましょう。

もっとも、一定金額以上まで稼げれば、それ以上は救済の必要がなくなりますので、上限を決めるわけですが、一定程度の所得水準の人までは働けば働くほど税額控除が増加するという仕組みとし、仮に税額控除が税金の還付額以上であれば、その分は税務署からお金の支給があるというわけです。その際の労働時間については、源泉徴収票のようなものに労働時間が書き込まれていればその証明になりますし、仕組みとしてはいろいろと考えられるわけです。大切なのは、働けば働くほど税額の控除が増えるということ、税務署にそれを申告することによって納付していた税金は還ってきますし、まださらに余分があれ

ばその分は国から補助金としてもらえるという仕組みです。

オランダも実施しております。オランダでは、失業手当を充実させてしまうと働かない方にインセンティブが働いてしまうので（働かないようにしたいという気持ちになってしまいますので）、あえて失業手当をガクンと下げてその分税額控除を導入しているわけですね。そうすることによってやる気を起こさせようという形で、「ポバティトラップ（Poverty Trap）」すなわち、「貧困の罠」から抜け出させるための方策を考えております。

多くの国が類似の制度を採用しているのですが、実はこういう議論は諸外国でやっているだけではなくて、我が国でも考えた方がいいのではないかということは既に税制調査会でも言われているのです。それが前の引用部分です。4行目には、「若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応といった様々な視点から主張されているが、こういうことも考えていく必要がある」、とされており、「議論を行っていくことには意義がある」と答申されているわけです。

また、社会保障国民会議最終報告でも、「低所得者対策の見直し」として、制度横断的な改革の必要性が指摘されています。

社会保障制度が持つリスクヘッジ機能の強化、適時適切なサービス提供の実現という観点から、①高額療養費制度の改善（現物給付化など）、②低所得者対策の見直し（制度横断的な改革）を行うべき。ITの活用や社会保障番号制の導入検討を積極的に推進すべきである。

（平成20年11月4日「社会保障国民会議最終報告」より）

他方で、これを巡っては様々な論点があります。例えば、税の役割をすでに超えている

のではないかという疑問もあります、すなわち、社会保障をすることまで税が本来任された役割ではないのではないかという問題です。あるいは、行政改革の問題があります。すなわち、税金については国税庁が担当し、生活保護支給などについては厚生労働省が担当している仕事ですね。二つの役所の担当部署をくっつけるのかくっつけないのかといった議論もあり得るわけです。

あるいは税額控除を受ける資格という点でも問題があります。すでに莫大な資産を影に隠れて持っていたとしたらどうですか、そういう人でも申告をすると還付金がもらえるなどというのは問題がありそうですね。その人は、本当はちっとも働かなくても憲法が保障する文化的生活を営むことができる人かもしれません。この辺りのことを見極めなくてはならないわけです。本当のワーキングプアなのかワーキングプアの振りをして税務署に申告にくるけど実はすごい財産を持っている人か分からない、その見極めのためには、何らかの資産調査が必要になってくるかもしれません。これは、「ミーンズテスト (Means Test)」というものです。

各申告者について、どの程度の資産があるのかという点を調査しなければ、適正な給付付きの税額控除を実施することができないということであれば、税務職員が今生活保護給付について生活保護調査員が行っているような調査をやらなくてはならないのかどうかという問題であります。あるいはこの問題はもう少し突き詰めて考えると、企業が賃金を上げないですむことを国が補助してあげているような形になっているとみることもできるわけです。企業の賃金アップ、すなわち本当はもっと賃金を払えれば払えたにもかかわらず、「その分だけ国が補助金で出してくれるのであれば払わなくて済む」、というふうに企業が考えるとすれば、賃金アップに対するマイナスのインセンティブが働いてしまうという問

題もあります。最低賃金制度などとの関係も十分に議論しなければならないように思われます。もちろん財源をどこから捻出するのかという問題も大きな論点ですし、支給方法などについての問題などもあります。これは、まだまだこれから議論をしていかなければいけない話です。ただし、では全くずっと導入されない遠い未来の問題なのか、というところではないと思います。

次の引用をご覧ください。この「特別減税等の実施について」というのは、第一次経済対策、正確な名称は「安心実現のための緊急総合対策」です。平成 20 年 8 月の政権交代前には、実はこういうことを明記していたのです。今日、現在、「生活支援定額給付金」という名称で議論されているものは、当初は「特別減税」ということでした。特別減税だと税金を納付した人に還付金がありますが、税金を納付していない人には何の恩恵もない、ということが議論されたわけです。

## (2) 特別減税等の実施について

### ○ 特別減税の実施

物価高、原油高の経済環境の変化に対応するため、家計への緊急支援として、定額控除方式による所得税・個人住民税の特別減税を単年度の措置として、平成 20 年度内に実施するため、規模・実施方式等については、財源を勘案しつつ、年末の税制抜本改革の議論に併せて引き続き検討する。

### ○ 臨時福祉特別給付金の実施

特別減税の実施に関連し、老齢福祉年金の受給者等に対する臨時特例の単年度の措置として、臨時福祉特別給付金を支給するため、規模・実施方式等については、特別減税の検討とあわせ引き続き検討する。

そこで、二つ目のパラグラフをご覧くださいと、「臨時福祉特別給付金の実施」と書いて

あります。正にこれが「負の所得税」的なものなのです。ですから、税制調査会でこういう議論も必要ですね、諸外国も実施していますねと言っていた話は目の前に実際に実施されることで議論が進んでいたとみることもあながち間違った議論ではないわけです。「臨時福祉特別給付金」というのはまさに、税金を還付できなかった人にどう補助金を支給するのかという話だったわけです。ところが、この話にはその後落ちが付いておりまして、平成20年10月30日の「生活対策」では名称が変わり、今日現在（平成20年11月12日）のところ「生活支援定額給付金」として議論されていると思います。結果的には給付金制度の仕組みになりそうですね。

こういう話になってしまったので「負の所得税」という性質のものではなくなりましたが、導入直前の議論が最近もなされているということをご紹介いたしました。過去に類似の措置が採られたこともありますし、そういう意味では、今後導入の可能性はないことはないと思います。もっとも、これはむしろ金融税制の話ではなくて、セーフティネットの方策として、「持たざる人」に対する税制上の措置という議論であります。次の、高齢化社会への対応の話はむしろ金融税制でもできるのではないかと、という観点であります。

## 2 高齢化社会への対応

金融所得に対する税制について取り上げて考えるという論題でありますのに、例えば、利子に対して税金がかかるということを当たり前のようにお話を進めてきました。

しかし、よく考えてみてください。利子所得って何でしょうか。例えば、私は大学の教員として給与をもらっているわけですね。その給与所得には所得税がかけられておりまして、私の手元に来た現金は、既に税金を払った後のものというわけです。源泉徴収されていてその残りが使えるお金というわけです。私は、そのお金を銀行に預けたのです。その

お金は税引き後なのです。そのお金を銀行に預けて、利子からまた税金が引かれるっていうのは二重課税じゃないのか、という疑問がおきはしませんでしょうか。また、利子に税金がかかるということは、資産形成をしない方向にインセンティブが働くということにもなります。なぜなら、もらった給与を使ってしまえば税金かからなかったのに、使わずに銀行に預けておいたがために税金がかかってしまうというように見ることもできるのですからです。

そうすると、ライフサイクルの観点から考えると、将来的に老後生活を充実させるためには少しでも預金したり金融商品を購入しておこうと、皆さんもそう考えますよね。しかし、金融所得に対する税金がかかるのです、果実には。ですから貯めずに使った方がいいなどという乱暴な議論にもなりかねません。

ですから、現行の税制は見方によっては、ライフサイクルにおける中立性が阻害されているなどという見方もできるといわれております。若いころと年を取ってからの間の中立性の問題です。中立性には二つお話を申し上げましたが、実はもう一点あって、ライフサイクルの観点からの中立性を阻害しているという議論があります。資本に対する蓄積に悪影響を与えているとみる見方もあるわけです。

そういう悪影響を与えないためにはどうしたらいいのかということで、従来から、支出税論とか消費課税論とかが提唱されてきております。すなわち、貯蓄に対しては税金を課さない仕組みが考えられてきたのです。アメリカでは、「フラット・タックス (Flat Tax)」という議論がありまして、「ホールとラブシュカ (Hall-Rabushka)」という学者による非常に有名な議論があるんですが、貯蓄には税金を課さない仕組みというのを用意すべきなのではないかと言われてきたのですが、そうはなってはおりません。

このような考え方を採らずとも、現行税制

でも貯蓄や投資の果実に対して課税しない仕組みを採ればですね、貯蓄や投資を奨励することになるのではないかと、すなわち、お年寄りになるまで財産を形成するというのに対して、あるいは「持たざる者」が「持てる者」への移行の過程で蓄財を貯めるときに支援ができるのではないかと、というふうにも考えられるわけです。

もっとも、この観点は、先ほど来申しあげている「貯蓄から投資へ」という観点からすれば、若干の違和感を覚える方もいるのではないかと思います。この話は投資のみならず貯蓄の優遇でもありますので、それでは「貯蓄から投資へ」というスローガンをベースとする金融所得一体化課税の観点からはずれているように思われるからです。したがって、「貯蓄から投資へ」という文脈ではないところに金融所得一体化課税を位置付けることができるとするならば、整合性の問題なくこの議論も展開することができるのではないかなどと思うわけです。

ただ、そうはいっても、この資産形成支援の議論はまさに政策的な観点から打ち出されているものであるということは付け足してお

伝えしておきましょう。

さて、図表 5 をご覧ください。米国では「IRA(アイアールイー)」というのがありまして、これが修正されて「Roth IRA (ロス・アイアールイー)」という制度が採用されています。あるいは図表 6、イギリスでは、「ISA (アイサ)」という制度が導入されています。どういうものかと言いますと、給与所得はすでに所得税の税引後ですが、その税引き後の給与を貯蓄や投資に回し、資産形成のための口座に入れば、運用時に得られた果実には税金がかかりません。そして、老後の給付時に、すなわち引き出した時にも税金がかからないようにします。そこでは、貯蓄や投資の時すなわち、拠出時に非課税とするような配慮もしないというわけです。現行の我が国の所得税法では、拠出時に社会保険料控除や生命保険料控除などを認めているため、非課税扱いとなる場面もあるのですが、そうではなくて、拠出時には何も非課税措置を設けずにそのままにしておいて、給付時に非課税にする、すなわち老後に使うときに税金をかけないように、非課税措置を講ずるわけです。

〔図表 5〕【IRA の概要】<sup>2</sup>

|         |                                                                                                 |                |     |             |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----|-------------|
| 制度概要    | IRA (Individual Retirement Arrangement) は、米国の個人退職年金制度。課税タイミングによって、従来の IRA と Roth IRA の 2 種類がある。 |                |     |             |
| 課税方式    |                                                                                                 | 拠出時            | 運用時 | 給付時         |
|         | 従来の IRA                                                                                         | 所得控除あり（非課税）（注） | 非課税 | 課税          |
|         | Roth IRA                                                                                        | 税引後所得から拠出      | 非課税 | 非課税（運用益非課税） |
| 拠出額の上限  | 年間\$5,000 または年間報酬の 100%のいずれか少ない方まで拠出が可能。50 歳以上は、キャッチアップ拠出として、さらに\$1,000 の拠出が可能。                 |                |     |             |
| 運用商品の規制 | 銀行預金、投信、債券、株式、不動産証券化商品、アニュイティ（年金）など、幅広く認められている。貴金属、収集品、実物資産、生命保険、証拠金取引は不可。                      |                |     |             |
| 給付開始要件  | 59.5 歳に到達、死亡、障害、高額医療費の支出、1 回目の住宅購入、高等教育費の支出のいずれかに該当する場合。これらの要件に該当しない場合の給付は、10%のペナルティ課税。         |                |     |             |

(注) 職場の退職給付制度に、(a)加入していない場合は年間\$4,000 まで所得控除可、(b)加入している場合は所得が高くなるにつれ控除可能額が減額される。(b)の場合も、所得控除なしの拠出であれば、所得控除ありの拠出と合わせて\$4,000 まで行える。

〔図表 6〕【ISA の概要】<sup>2</sup>

|           |                                                      |     |              |
|-----------|------------------------------------------------------|-----|--------------|
| 制度概要      | ISA (Individual Savings Account) は、英国の個人向け投資・貯蓄奨励制度。 |     |              |
| 課税方式      | 拠出時                                                  | 運用時 | 引き出し時        |
|           | 税引後所得から拠出                                            | 非課税 | 非課税 (運用益非課税) |
| 拠出額の上限    | 上限 7,200 ポンド。そのうちキャッシュ (銀行預金等) への投資上限は 3,600 ポンド。    |     |              |
| 運用商品の規制   | キャッシュの ISA 口座と株式等 (株式、投信、保険) の ISA 口座を開設することができる。    |     |              |
| 引き出しに係る制限 | 引き出し回数、引き出しの時期 (年齢) に関する制限はない。                       |     |              |

〔図表 7〕【IRA 型、Roth IRA・ISA 型にみる税引後手取り額の比較】<sup>2</sup>

|                 | 拠出額 | 拠出時の納税額 | 10 年後の元本 + 運用益           | 10 年間の納税額 | 10 年後の税引後手取り額 |
|-----------------|-----|---------|--------------------------|-----------|---------------|
| ①IRA 型          | 100 | 非課税     | $100 \times (1.05)^{10}$ | 33        | 130           |
| ②Roth IRA・ISA 型 | 80  | 20      | $80 \times (1.05)^{10}$  | 非課税       | 130           |
| ③所得課税           | 80  | 20      | 126                      | 8         | 118           |

(注 1) 拠出前の所得 100、利回り 5%、税率 20% (所得区分にかかわらず一定) と仮定する。

(注 2) IRA (Individual Retirement Arrangement) は、米国の個人退職年金制度で、拠出時非課税、運用時非課税、引き出し時課税の通常の IRA 型と、税引後所得から拠出し、引き出し時に非課税となる Roth IRA 型がある。また、ISA (Individual Savings Account) は、英国の個人向け投資・貯蓄奨励制度で、税制面では、Roth IRA 型と同じ仕組みである。

(注 3) 所得を課税ベースとする所得課税の場合、毎年の運用益に対して課税される。



これは実際にアメリカやイギリスで採用している制度ですが、こういう考え方を我が国でも採り入れられないのかどうかということが議論されております。まだ具体的などころまでには至っておりませんが、日経新聞でも数日前に報道されておりました。この「Roth IRA」あるいはイギリスがやっている「ISA」というような制度を導入して、私が申し上げた老後の資産形成のための貯蓄や投資に対するインセンティブを付与する仕組みが議論されているわけです。老後の給付時に、あるいは運用時に果実には税金がかからないような仕組みにし、具体的に口座を指定して、そこに貯蓄や投資元本を投入するというような仕組みが考えられます。つまり、ボックス的なものを用意しておいて、特定口座でもいいのですが、そこに貯蓄や投資元本を投入する限りは税制上優遇することとし、蓄財が貯まってお年寄りになって給付を受ける時には税金がかからない仕組みを考えることも有用であるように思われます。

もともと、我が国でも、従来から「401K」ということで確定拠出型の年金について税制上の恩恵が与えられる仕組みにはなっておりまして、現在の「401K」を今後どのように発展させるのかということに大きな期待が寄せられている、というのが現状認識でございます。

結びに代えて

本日、私が申し上げた話は、流動する政策論争との関わりが強いものでもありますので、議論は、日々変化を見せております。本日の話を契機に、税という切り口から社会の在り方を見る、あるいは国が税制を使ってどのようにして国民の老後資産形成に関わっていくのかその態度を皆さんが自身のものとして見つめる、そういう気持ちで新聞なりニュースに接していただければ、税金というものがより身近になるのではないかと、というようなこ

とを考えつつ、本日のお話を終わらせていただきたいと思います。ご清聴誠にありがとうございました。

<sup>1</sup> 大和総研編『税金読本〔2008年度版〕』等に基づき、筆者も在籍する金融税制研究会（座長：森信茂樹教授）の事務局にて作成したもの（平成21年10月金融税制研究会『金融所得一体課税～個人金融資産1,500兆円の活用に向けて～』37頁（別紙1））。

<sup>2</sup> 金融税制研究会・前掲注1、別紙3、4。